

第176回横浜市都市計画審議会を開催します

1 日 時

令和7年11月21日(金) 午後1時開始

2 会 場

横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式併用)

住所: 横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

別紙3「第176回横浜市都市計画審議会案件表」のとおり

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10名(現地傍聴)

6 傍聴の申込方法

(1) 現地傍聴

当日、午後0時から午後0時30分まで会場入口で受付します。(入口・受付場所は別紙1のとおり)

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

(2) WEB傍聴

令和7年11月14日(金)午前10時から11月20日(木)午後5時までの間、横浜市電子申請システムで受け付けています。詳細については横浜市ホームページを御確認ください。

横浜市ホームページ



7 取材の申込方法

現地傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

(入口・受付場所は別紙1のとおり)

なお、会場内の写真及び動画撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

(参考) 横浜市都市計画審議会とは…

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 廣澤 美津江 Tel 045-671-2663

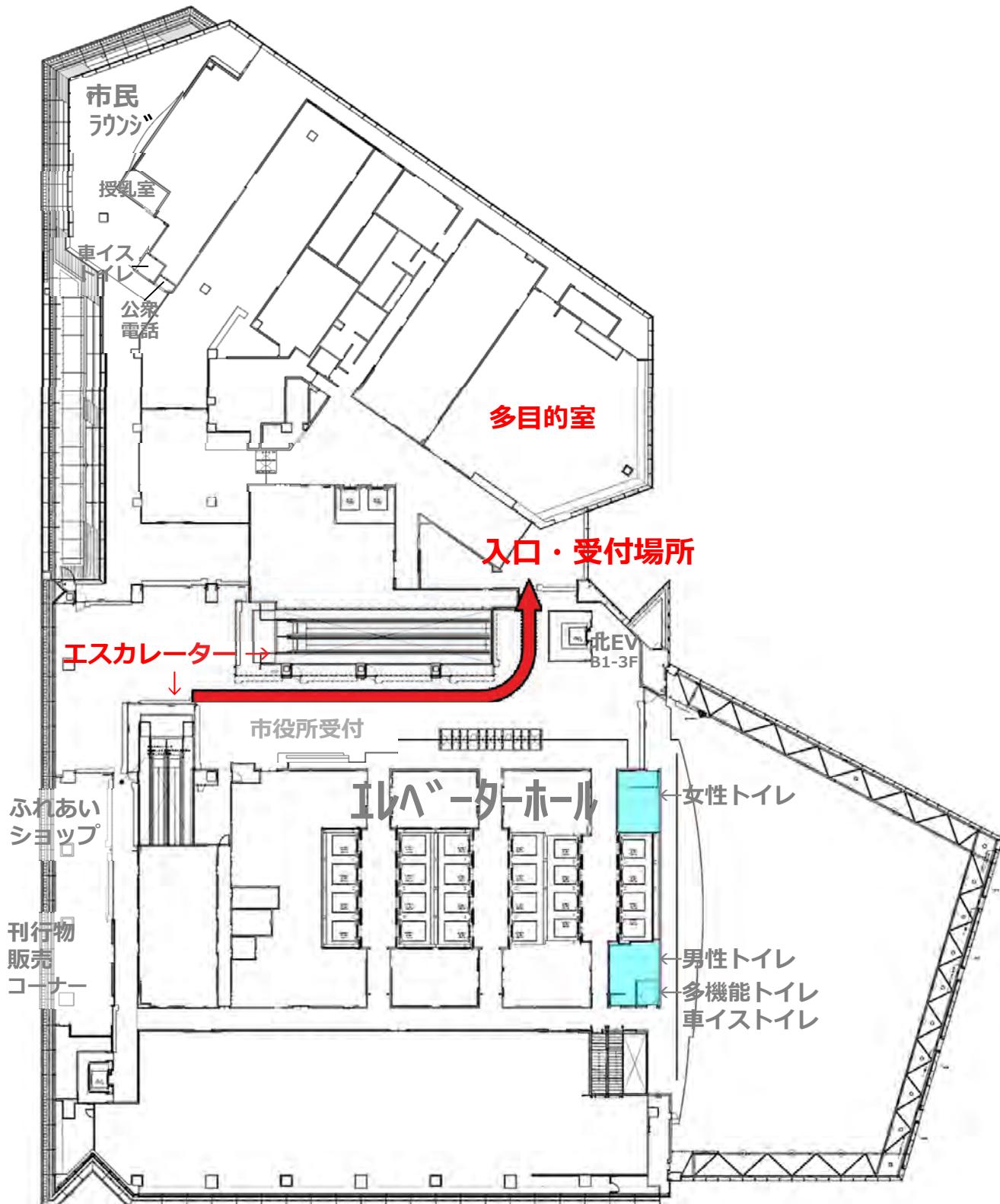


GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



フロア案内3階：



横浜市都市計画審議会委員名簿

令和7年11月21日予定

	氏名	職業等	分野
学識経験のある者	森地 茂	政策研究大学院大学名誉教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学名誉教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
	池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー	環境デザイン
	石川 永子	横浜市立大学国際教養学部准教授	都市防災
	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	福祉
	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	柳下 健一	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	菅 友晴	神奈川県弁護士会	法律
横浜市会議員	岡田 日出則	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	畠山 圭造	一般社団法人横浜市建築士事務所協会副理事長	建築
	渋谷 健	横浜市会議長	市議
	尾崎 太	横浜市会副議長	市議
	川口 広	政策経営・総務・財政委員会委員長	市議
	くしだ 久子	国際・経済・港湾委員会委員長	市議
	竹内 康洋	市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長	市議
	大岩 真善和	こども青少年・教育委員会委員長	市議
	望月 康弘	健康福祉・医療委員会委員長	市議
	大桑 正貴	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会委員長	市議
住横浜市民の 臨時	伊波 俊之助	建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
	長谷川 琢磨	下水道河川・水道・交通委員会委員長	市議
	古屋 文雄	自治会・町内会長	市民
	佐野 淳	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
住横浜市民の 臨時	川口 麻美	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	金丸 傑	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	

第176回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和7年11月21日(金)午後1時開始

場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室

(WEB会議形式併用)

■ 審議案件

1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件 名	内 容
No.1	1449	横浜国際港都建設計画 土地区画整理事業の決定	<p>【藤が丘駅前地区関連】</p> <p>都市基盤の再整備及び再配置を行い、新たな駅前空間の形成を図るため、藤が丘一丁目地区土地区画整理事業を決定し、2・2・1703号藤が丘駅前公園の位置、区域を変更します。</p> <p>また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、まちの玄関口として藤が丘らしい緑豊かで持続可能な市街地を形成し、その環境の維持を図るため、藤が丘駅前地区地区計画を決定するとともに、防火地域及び準防火地域を変更します。</p>
	1450	横浜国際港都建設計画 公園の変更	
	1451	横浜国際港都建設計画 地区計画の決定	
	1452	横浜国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域の変更	
No.2	1453	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を変更します。

2 その他案件

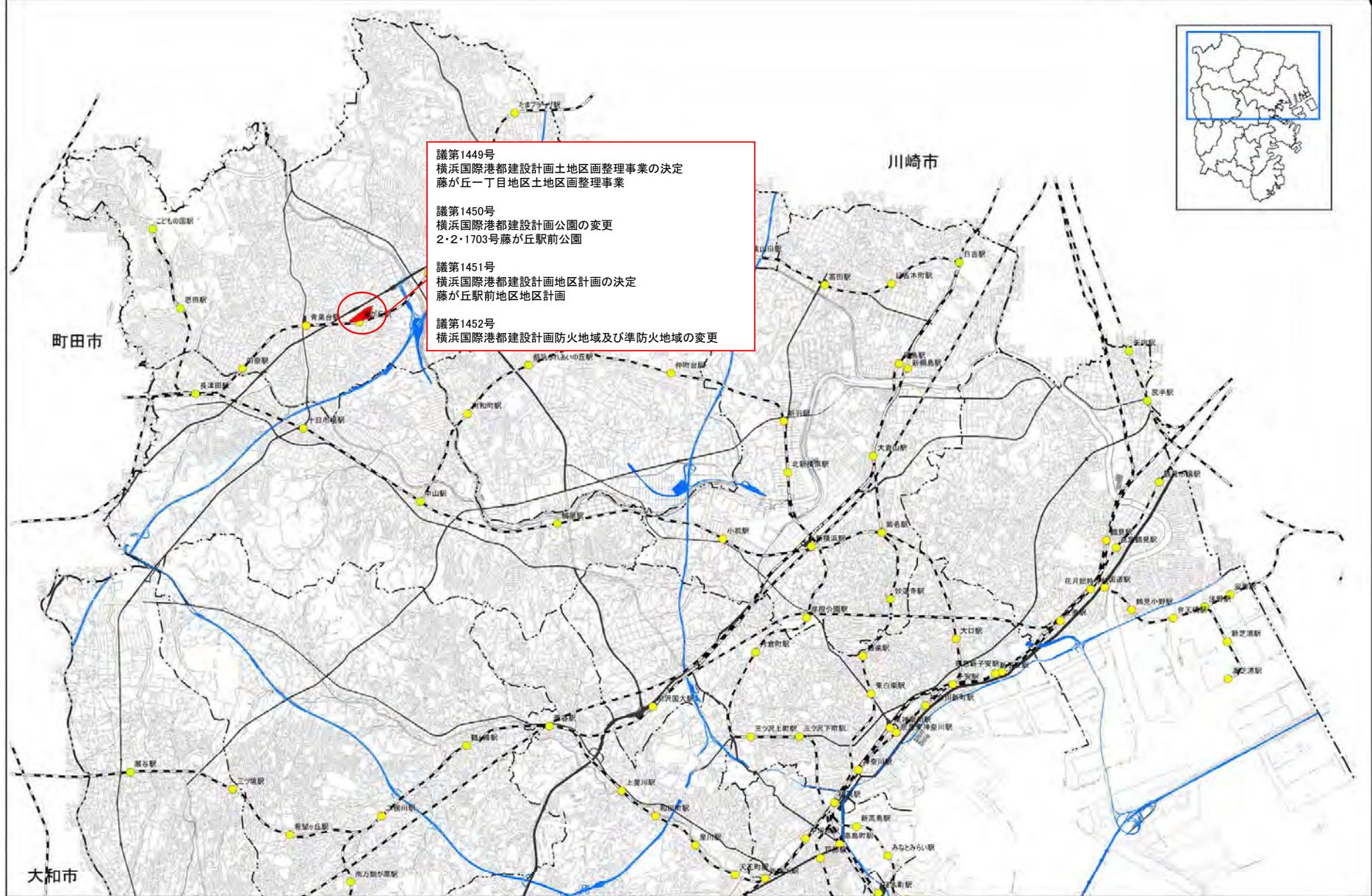
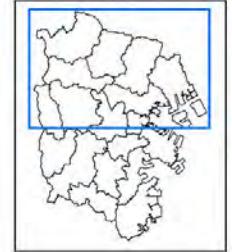
説明区分	議題番号	件 名	内 容
No.3	1454	生 産 緑 地 法 第10条の2第3項に基づく 特 定 生 産 緑 地 の 指 定	既に生産緑地地区として指定されている区域のうち、その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを特定生産緑地として指定することについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、横浜市都市計画審議会の意見を伺います。
No.4	1455	建 築 基 準 法 第 5 1 条 に 基 づ く 一 般 廃 葦 物 处 理 施 設 及 び 产 業 廉 葦 物 处 理 施 設 の 設 置	【三友プラントサービス株式会社】 金沢区福浦二丁目に一般廃棄物及び産業廃棄物を焼却処分するための焼却施設並びに産業廃棄物を中和処分するための中和施設及び脱水処分するための脱水施設を新設するものです。

■報告事項

- 1 横浜市立地適性化計画の方向性について
- 2 土地利用誘導戦略の方向性について

横浜市位置図（北部）

0 0.5 1 2 3 4 km



横浜市位置図（南部）

A horizontal scale bar with numerical markings at 0, 0.5, 1, 2, 3, and 4. The segment between 0 and 1 is divided into two equal parts by a vertical tick mark. The segment between 1 and 2 is also divided into two equal parts by a vertical tick mark. The segment between 2 and 3 is divided into three equal parts by two vertical tick marks. The segment between 3 and 4 is divided into two equal parts by a vertical tick mark. The label 'km' is positioned at the far right end of the bar.



No. 1 藤が丘駅前地区に関する案件概要

議第 1449 号 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の決定

名称	藤が丘一丁目地区土地区画整理事業				
面積	約 2.2ha				
公共施設の配置	道路	市ヶ尾第 173 号線及び市ヶ尾第 176 号線の拡幅等の整備を行う。			
	公園及び緑地	種別	名称	面積	別に都市計画において定めるとおりとする。
	街区公園	2・2・1703 号 藤が丘駅前公園	約 0.44ha		
その他の公共施設	下水道計画における排水処理の排除形式は分流式とし、流末の公共下水道管に接続する。				
宅地の整備	宅地の大きさについては、土地利用を勘案し、適宜設計する。				

議第 1450 号 横浜国際港都建設計画公園の変更

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・1703	藤が丘駅前公園	青葉区藤が丘一丁目	約 0.44ha	広場、遊戯施設、植栽

議第 1451 号 横浜国際港都建設計画地区計画の決定

名称	藤が丘駅前地区地区計画	
位置	青葉区藤が丘一丁目及び藤が丘二丁目地内	
面積	約 5.9ha	
地区計画の目標	老朽化が顕在している施設の更新の機会を捉え、土地の合理的かつ健全な高度利用により病院、商業施設、交通広場、公園等を一体的に再整備とともに、駅前の歩行者ネットワークの形成により回遊性の向上を図りつつ、機能集積とにぎわいの創出を図り、まちの玄関口にふさわしく藤が丘らしい緑豊かな駅前拠点を形成することを目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針・土地利用の方針	駅前の再整備に伴い土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の集積を図るとともに、駅前空間としての良好な市街地を形成するため、立地特性に応じて地区を 4 区分し、土地利用の方針を次のように定める。 1 A 地区 本市北部方面の医療圏の中核を担い、災害に強いまちづくりを推進するため、三次救急を担う救命救急センターを備え、かつ災害拠点病院としての機能を有する病院を、現状と同等以上の医療提供体制を維持しつつ公園、公用自転車駐車場等と一体的に再整備する。 また、駅前にふさわしい連続的なにぎわいを創出するため、店舗等の生活利便施設、展示場等の地域住民等が利活用できる機能を導入する。 2 B 地区 バス、タクシー及び一般車の乗降の機能を有する交通広場を整備するとともに病院が立地する A 地区等への安全で快適な歩行者空間を確保し、駅前の歩行環境を改善することで、駅前の交通機能の向上を図る。 3 C 地区 駅前に相応しいにぎわいの創出と近隣住民の日常生活の利便性向上のため、都市型住宅の供給とともに、生活利便施設や生活支援施設等を導入する。 4 D 地区

		既存の商業集積を活かしつつ、更なる利便性と住環境の向上を図るため、商業機能と業務・居住等の機能が共存する市街地の形成を図る。
再開発等促進区面積		約 2.9ha
主要な公共施設の配置及び規模		交通広場 面積 約 2,700 m ² (一部非青空) 緑地広場 面積 約 3,600 m ²
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場 1 面積 約 1000 m ² (一部非青空)
		広場 2 面積 約 700 m ² (一部非青空)
		広場 3 面積 約 420 m ² (一部非青空)
		歩行者用通路 幅員 2 m、延長 約 50m
		歩道状空地 幅員 2 m、延長 約 140m
		歩道状緑化空地 幅員 2 m、延長 約 115m
		公共用自転車駐車場 面積 約 900 m ² (非青空)
建築物等に関する事項	地区の区分	名称 A地区
		面積 約 2.5ha
	建築物の用途の制限	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 病院 2 学校、図書館等 3 事務所 4 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等 5 老人福祉センター、児童厚生施設等 6 診療所 7 店舗、飲食店等 8 展示場又は集会場等 ※規模要件あり 9 自動車車庫 10 自転車駐車場 11 倉庫業を営まない倉庫 12 巡査派出所、公衆電話所等 13 前各号の建築物に附属するもの
		10 分の 39
	建築物の容積率の最低限度	1 病院の用途に供する部分の容積率の最低限度は、100 分の 180 ※除外規定あり
		2 次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計の容積率の最低限度は、100 分の 5 ※除外規定あり (1) 学校、図書館等 (2) 事務所 (3) 店舗、飲食店等 (4) 展示場又は集会場 (5) 郵便局等
	建築物の敷地面積の最低限度	5,000 m ² ※除外規定あり
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。※除外規定あり
	建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さは、60mを超えてはならない。 2 地区計画の区域の境界線の北側が第一種住居地域又は準住居地域である場合 地区計画区域の境界線からの北側斜線制限 7.5m + 0.6L 以下
		3 地区計画の区域の境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合 地区計画区域の境界線からの北側斜線制限 5.0m + 0.6L 以下
	建築物等の形態意匠の制限	1 駅周辺の街並みや景観との調和に配慮するための建築物等に関する制限 (建築物の分節等のデザイン、色彩、素材、段階的なセットバック等、建築設備・駐車場等の外観等)
		2 地区の景観及び地区外の景観を阻害しないための屋外広告物に関する制限 (設置位置、照明等)
	建築物の緑化率の最低限度	100 分の 20

地区の区分	名称 面積	B 地区 約 0.4ha			
建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会等 4 自動車教習所 5 畜舎 ※除外規定あり 6 マージャン屋、ぱちんこ屋等 7 カラオケボックス等 8 倉庫業を営む倉庫 9 工場 ※除外規定あり</p>				
建築物等の形態意匠の制限	周囲への景観的調和に配慮するための建築物等に関する制限（デザイン、色彩、素材）、バス停上屋に関する制限（形状等）				
地区の区分	名称 面積	C 地区 約 0.5ha			
建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 1階を住居の用に供するもの ※除外規定あり 2 神社、寺院、教会等 3 自動車教習所 4 畜舎 ※除外規定あり 5 マージャン屋、ぱちんこ屋等</p>				
建築物の容積率の最高限度	<p>10 分の 30</p> <p>ただし、建築物の 1 階部分のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計の 1 階部分の床面積全体に対する割合が 2 分の 1 以上であるものについては 10 分の 32</p> <p>1 店舗、飲食店等 2 事務所 3 学校、図書館等 4 アトリエ又は工房 5 劇場、映画館等 6 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等 ※除外規定あり 7 診療所 8 老人福祉センター、児童厚生施設等</p>				
建築物の容積率の最低限度	10 分の 10 ※除外規定あり				
建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 6 ※緩和規定あり				
建築物の建築面積の最低限度	1,000 m ² ※除外規定あり				
建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m ² ※除外規定あり				
壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。				
建築物の高さの最高限度	<p>1 建築物の高さは、31mを超えてはならない。</p> <p>2 地区計画の区域の境界線の北側が、準住居地域である場合 地区計画区域の境界線からの北側斜線制限 7.5m + 0.6L 以下</p>				
建築物等の形態意匠の制限	<p>1 駅周辺の街並みや景観の調和に配慮するための建築物等に関する制限（建築物の分節等のデザイン、色彩、素材等、建築設備・駐車場等の外観等）</p> <p>2 地区の景観及び地区外の景観を阻害しないための屋外広告物に関する制限（設置位置、照明等）</p>				
建築物の緑化率の最低限度	100 分の 7.5				
地区の区分	名称 面積	D 1 地区 約 1.1ha	D 2 地区 約 0.2ha		
建築物の容積率の最高限度	<p>建築物の容積率の最高限度は、10 分の 30 とする。</p> <p>なお、次のいずれかに該当するものについては、当該各項に定める数値の合計を加えた数値とする。</p>				

		<p>1 建築物の1階部分のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計の1階部分の床面積全体に対する割合が2分の1以上であるもの 10分の2</p> <p>(1) 店舗、飲食店等 (2) 事務所 (3) 学校、図書館等</p> <p>(4) アトリエ又は工房 (5) 劇場、映画館等</p> <p>(6) 保育所、老人ホーム、福祉ホーム等 ※除外規定あり</p> <p>(7) 診療所 (8) 老人福祉センター、児童厚生施設等</p> <p>2 建築物の高さ3m以下の部分(※除外規定あり)における外壁等を道路境界線より1m以上後退し、かつ、道路に接して幅員1m以上の道路と一体的に利用できる公開された空地を整備するもの 10分の1</p> <p>3 建築物の敷地面積が500m²以上であるもの 10分の1</p> <p>4 建築物の緑化率を100分の7.5以上で整備するもの 10分の1</p>
建築物の容積率の最低限度		10分の10 ※除外規定あり
建築物の建蔽率の最高限度		10分の8 ※緩和規定あり
建築物の建築面積の最低限度		200m ² ※除外規定あり
壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。
建築物の緑化率の最低限度		建築物の容積率の最高限度第4項を適用する建築物にあっては100分の7.5
地区の区分	名称	D3地区
	面積	約1.2ha
建築物の容積率の最高限度		<p>建築物の容積率の最高限度は、10分の25とする。</p> <p>なお、次の各項のいずれかに該当するものについては、当該各項に定める数値の合計を加えた数値とする。</p> <p>1 建築物の1階部分のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計の1階部分の床面積全体に対する割合が2分の1以上であるもの 10分の2</p> <p>(1) 店舗、飲食店等 (2) 事務所 (3) 学校、図書館等</p> <p>(4) アトリエ又は工房 (5) 劇場、映画館等</p> <p>(6) 保育所、老人ホーム、福祉ホーム等 ※除外規定あり</p> <p>(7) 診療所 (8) 老人福祉センター、児童厚生施設等</p> <p>2 建築物の高さ3m以下の部分(※除外規定あり)における外壁等を道路境界線より1m以上後退し、かつ、道路に接して幅員1m以上の道路と一体的に利用できる公開された空地を整備するもの 10分の1</p> <p>3 建築物の敷地面積が500m²以上であるもの 10分の1</p> <p>4 建築物の緑化率を100分の15以上で整備するもの 10分の1</p>
建築物の容積率の最低限度		10分の10 ※除外規定あり
建築物の建蔽率の最高限度		10分の6 ※緩和規定あり
建築物の建築面積の最低限度		200m ² ※除外規定あり
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。
建築物の緑化率の最低限度		建築物の容積率の最高限度第4項を適用する建築物にあっては100分の15

議第 1452 号 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更

種類	面積	備考
防火地域	約 1,570ha	
準防火地域	約 18,972ha	

(内容)

藤が丘駅前地区は、土地区画整理事業による基盤整備後 50 年以上が経過し、昭和医科大学藤が丘病院（昭和 50 年開院）や駅前の商業施設（昭和 42 年開業）、藤が丘駅前公園（昭和 45 年開園）の老朽化やバリアフリー対応などが課題となっています。

そのため、「駅前施設・病院・公園」が一体となった新たなまちづくりに取り組むための方針として策定された、藤が丘駅前地区再整備基本計画を踏まえ、都市基盤の再整備及び再配置を行い、新たな駅前空間の形成を図るため、藤が丘一丁目地区土地区画整理事業を決定します。

あわせて、周辺の土地利用と連携して公園利用を促進するとともに、公園の施設更新やバリアフリー化を行い、公園機能の維持向上を図るため、2・2・1703 号藤が丘駅前公園の位置、区域を変更します。

また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、まちの玄関口として藤が丘らしい緑豊かで持続可能な市街地を形成し、その環境の維持を図るため、藤が丘駅前地区地区計画を決定するとともに、防火地域及び準防火地域を変更します。

No.2 生産緑地地区の変更に関する案件概要

議第1453号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

	新	旧	増減
面積	約 245.6ha	約 251.0ha	△5.3ha*
箇所数	1,425	1,454	△29

(△は減少を表す)

※面積計算の際の四捨五入の関係により、増減値は計算値と一致しません。

【今回の変更内容】

	指定の基準	箇所数	面積 (約 ha)
追加	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	3	0.20
	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	5	0.22
合 計		8	0.42

	変更の理由	箇所数	面積 (約 ha)
廃止	生産緑地地区に指定されてから30年を経過する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となつたため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	14	△1.69
	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となつたため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	26	△4.04
	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	3	△0.02
合 計		43	△5.75

(内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、横浜市では、平成4年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行っており、今回の変更により、箇所数は1,425箇所、面積は約245.6haとなります。

No. 3 特定生産緑地の指定に関する案件概要

議第 1454 号 生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項に基づく特定生産緑地の指定について

(内容)

特定生産緑地は、生産緑地指定から 30 年経過が近づいた農地等について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を 10 年間延長することができる制度です。

横浜市特定生産緑地指定要領に基づき特定生産緑地を指定するにあたり、横浜市都市計画審議会において意見を伺います。

No.4 建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設及び 産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第1455号 建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設及び 産業廃棄物処理施設の設置

名 称	三友プラントサービス（株）横浜Bay工場	
位 置	横浜市金沢区福浦二丁目16番13	
敷 地 面 積	7,262.02 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造	
主 要 用 途	廃棄物処理施設	
建 築 面 積	2,325.96 m ²	
延 床 面 積	2,759.92 m ²	
施設概要	一般廃棄物処理施設	
	・一般廃棄物の焼却施設	4,090 kg/h
	産業廃棄物処理施設	
	・汚泥の焼却施設	83.28 m ³ /日
	・廃油の焼却施設	84.72 m ³ /日
	・廃プラスチック類の焼却施設	43.92 t/日
	・その他廃棄物の焼却施設	98.16 t/日
	・廃酸の中和施設	120.00 m ³ /日
	・廃アルカリの中和施設	120.00 m ³ /日
	・汚泥の脱水施設	236.30 m ³ /日
建 築 主	名称 三友プラントサービス株式会社 住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21	
運 営 主 体	名称 三友プラントサービス株式会社 住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21	

（内容）

本事業者は、廃棄物の収集運搬、中間処理を業務とする廃棄物処分業者であり、神奈川県内で4か所、千葉県内で1か所の計5か所の廃棄物処理施設を運営しており、昭和57年に金沢区幸浦二丁目に自社の焼却・中和・脱水施設を設置し稼動しています。

今回、同区幸浦二丁目に設置している焼却施設の老朽化に伴い、同区福浦二丁目に焼却施設を新設し、併せて中和・脱水施設を新設します。

以下の理由から、建築基準法第51条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

報告事項 1 横浜市立地適正化計画の方向性について

令和7年5月に改定した横浜市都市計画マスターplan（全市plan）を踏まえて策定する立地適正化計画について、これまでの検討状況等を報告します。

報告事項2 土地利用誘導戦略の方向性について

令和7年5月に改定した横浜市都市計画マスターplan（全市plan）の実現に向けた、土地利用規制の見直し策などをまとめる「土地利用誘導戦略」について、これまでの検討状況等を報告します。